平成２７年（フ）第１３００号
横浜市磯子区中原３丁目11番27―206号
債務者　石渡　由美（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成27年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成27年10月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

財産状況報告集会等の期日指定

平成２６年（フ）第３３号
鳥取県倉吉市福守町532番地２
破産者　池田　浩憲
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を、平成27年９月18日午前10時10分と指定する。
平成27年７月31日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第４５号
鳥取県東伯郡琴浦町大字浦安202番地
破産者　中野　　功
主文　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日を、平成27年９月18日午前10時と指定する。
平成27年７月31日　鳥取地方裁判所倉吉支部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第４４６号
神奈川県秦野市戸川125番地の４
破産者　有限会社栄光ダイカスト工業所
1　決定年月日　平成27年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１７号
最後の住所　愛知県小牧市常普請２丁目317番地　コートヴィレッジ201号
破産者　亡亀谷敏夫相続財産
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５０９号
名古屋市中川区高杉町142番地高杉雅マンション401号
破産者　株式会社アイテック
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
香川県木田郡三木町大字氷上102番地３
破産者　一小路千絵（旧姓守本）
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１号
熊本市西区池田１丁目27番23号
破産者　株式会社キヨタ創研
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５８２号
熊本市東区鹿帰瀬町360番地29
破産者　株式会社熊本輸送システム
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２４３号
東京都八王子市下恩方町991番地の１
破産者　鳶新居ブロック有限会社
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４４号
東京都八王子市下恩方町991番地１
破産者　新居　茂好
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３６１号
東京都東大和市芋窪４丁目1555番地の２サンレイク・メランザ202号
破産者　杉木　紀子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５７号
広島県三原市新倉２丁目15番３号
破産者　有限会社泉自動車工業所
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１３２号
北九州市小倉南区下南方１丁目５―７　レオパレスグランドチルドレン205、開始決定時の住所北九州市小倉南区徳吉東１―13―10、住民票上の住所：熊本市西区松尾１丁目３番19号
破産者　山本　政之
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２６年（フ）第１４０８号
名古屋市中川区花塚町２丁目71番地
破産者　株式会社松岡楽器
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０３６号
名古屋市名東区香坂201番地
破産者　株式会社拓洋
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６３号
佐賀市川副町大字早津江176番地５
破産者　有限会社オガタ
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
三重県松阪市五主町1241番地
破産者　渡邊美智子
1　決定年月日　平成27年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２４７号
神奈川県平塚市宮松町７番24号　鈴木ハイツ101号
破産者　福田　洋子
1　決定年月日　平成27年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第７７号
札幌市北区新琴似１条13丁目２番21号
破産者　小熊　　憶
1　決定年月日　平成27年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部